

平成21年3月18日

各位

会社名 関西汽船株式会社
代表者名 代表取締役 黒石 眞
(コード番号 9152 東証二部 大証二部)
問い合わせ先 取締役 平尾 誠二
TEL 06 - 6574 - 9131

株主優待制度の廃止に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記の通り株主優待制度を廃止することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 株主優待制度の廃止の理由

当社は毎年12月末現在、6月末現在の株主名簿に記載された200株以上を所有する株主様に対し、その持株数に応じて株主優待割引券をそれぞれ3月末(有効期間:当該年の5月1日から10月31日までにご乗船)、9月末(有効期間:当該年の11月1日から翌年4月30日までにご乗船)に贈呈しています。

しかしながら、本日発表いたしました「第三者割当増資により発行される普通株式の募集に関するお知らせ」及び「株式会社商船三井による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてお知らせしております通り、株式会社商船三井は、当社の100%子会社化を目的とした公開買付けを実施することを発表しており、第三者割当増資、公開買付け及びその後の一連の手続きを経て当社株式は上場廃止となる可能性があります。

そのため、当社は平成20年12月末現在の株主様に対して平成21年3月末に発行する株主優待割引券をもって株主優待制度を廃止することを決議しました。

2. 株主優待制度廃止に伴う措置

株主優待制度は平成21年3月末発行の株主優待割引券をもって廃止させていただきます

ますが、株主様には永年に亘り当社をご支援いただいておりますことから、平成 21 年 3 月末発行の株主優待割引券の有効期間を 6 ヶ月間（平成 21 年 5 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日までにご乗船）から 1 年間（平成 21 年 5 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までにご乗船）に延長させていただきます。なお、有効期間の延長に伴い新たな株主優待割引券は発行いたしませんので、平成 21 年 10 月 31 日ご乗船まで有効な株主優待割引券をお持ちであることをご乗船予約時（ご乗船日前日まで）にお申し出いただくと共にご乗船手続き時に当該株主優待割引券をご提示ください。

以上